

公益財団法人日本環境協会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和2年12月25日

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、以下の通り行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年2月1日～令和5年1月31日

2 目標

目標1 子の養育や介護等の多様な働き方に対応するため、短時間正職員制度を制定し、その運用を行う。

令和3年4月1日施行を目指し、制度を設計し、その運用を図る。

目標2 期間内に事由が発生した男性労働者に対し、①育児休業の周知、②子の看護休暇の取得（一歳に満たない子のために利用した場合を除く）を促す。

対象者及びその上司に総務部より積極的に働きかけを行う。

目標3 期間内に事由が発生した女性労働者に対し、育児休業の取得を促す。
この場合の育児休業所得率は75%以上とする。

対象者及びその上司に総務部より積極的に働きかけを行う。

目標4 業務進捗状況を絶えず把握することにより、法定時間外労働時間数の平均が各月ごとにすべて45時間未満であることを維持すること。

令和元年度実績は平均月10.2時間であり、4月期が最大で平均12.8時間である。
各部門長は各個人の業務進捗状況を絶えず把握し、指示をだす。